

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成25年2月25日

支出負担行為担当官
神奈川労働局 総務部長 福元 俊成

1 企画競争に付する事項

(1) 件 名

平成25年度シニアワークプログラム地域事業

(2) 実施主体

神奈川労働局職業安定部職業対策課

(3) 事業概要

地域の事業主団体等と連携を図りながら地域、産業別の労働力需要等に対応した技能講習、求人開拓、就職までのフォローアップ等を一体的に実施することにより、高年齢者の雇用を支援する事業を民間事業者に委託して実施する。

○事業骨子

- ① 業種別事業主団体に対する高年齢者雇用の啓発
- ② 企業・高年齢者雇用ニーズの把握及び求人・求職者に対する事業の周知・広報
- ③ 導入支援の実施
- ④ 技能講習の実施
- ⑤ 技能講習胃受講者に係る就職支援

○実施期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

(4) 仕 様

平成25年度シニアワークプログラム地域事業企画競争仕様書による。

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

イ 企画書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

ロ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。）。

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては障害者雇用率の達成に向けて、障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ニ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

ホ 過去 3 年間に於いて、上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

3 契約候補者の選定方法

「平成 25 年度シニアワークプログラム地域事業企画書募集要領」及び「平成 25 年度シニアワークプログラム地域事業企画競争仕様書」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として 1 者を選定する。

4 募集要領及び仕様書等を交付する日時及び場所

(1) 日時 平成 25 年 2 月 25 日(月)～3 月 8 日(金) 10:00～12:00、13:00～17:00

(2) 場所 下記記載の「本件担当、連絡先」及び神奈川労働局ホームページ

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、企画競争に係る説明会を実施する。

(1) 日時 平成 25 年 3 月 6 日(水) 9:00～10:00

(2) 場所 神奈川県横浜市中区海岸通 4-23 横浜港労働出張所 2 階会議室

(※) 説明会については、必ず開催するとともに、複数の者が参加するようにすること。

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により F A X (A 4、様式自由) にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成25年3月8日（金）までの10:00～17:00
- (3) 回 答 募集要領を配布した者全員に対してFAXにて回答する。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成25年3月12日（火）12時
- (2) 提出先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (3) 提出方法 直接提出（持参）とする。

8 企画書の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 会計法第29条の9の規定に基づき、企画書提出者の契約金額の10分の10を支払うこととする。但し、企画書提出時に資格審査結果通知書（全省庁統一）の写しを提出した場合に限り免除できるものとする。
- (3) その他 詳細は「平成25年度シニアワークプログラム地域事業企画書募集要領」及び「平成25年度シニアワークプログラム地域事業企画競争仕様書」による。
- (4) 平成25年度予算が平成25年4月1日までに成立しなかった場合には、事業の内容について別途協議する。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒231-0015

横浜市中区尾上町5-77-2馬車道ウエストビル3F

担 当：神奈川労働局職業安定部職業対策課 高齢者対策担当官 瓜田 登美男

電 話：045-650-2801（代）

FAX：045-650-2805